

農業者の皆様へ

◇ 担い手確保・経営強化支援事業（令和3年度補正予算） ◇

受付期間：令和3年12月16日（木）～令和3年12月17日（金）

別紙「配分表」のポイントのボーダーについては農政係までお問合せください

先月意向調査を実施したところではございますが、標記事業に係る正式な要望調査を実施いたしますので、希望される方は12/16-17の間で必要書類の提出をお願いいたします。 ※希望されない方は提出不要。

1. 事業内容

金融機関から融資を受け農業用機械等を導入する農業者等に対し、補助金の交付を行うものです。

労働力不足等の課題に対応するため、ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用した機械（自動操舵システム、農薬散布等無人航空機、自動収穫・選果作業機等）の導入については優先枠を設けて支援を行います。

※トラック、フォークリフト、除雪機、倉庫等の汎用性の高いものは対象外

補助率 事業費の1/2以内（上限：個人 1,500万円、法人 3,000万円）

2. 事業要件

ア) 導入予定の機械等を活用し、令和5年度までに2項目で成果目標（必須目標及び選択目標それぞれ1項目）を設定し達成すること。

※過去に同様の補助事業で機械等を整備している場合は、重複する目標は設定できません。

必須目標	①付加価値額の10%以上の拡大	
選択目標	②経営面積の拡大	③農産物の価値向上
	④農業経営の複合化	⑤農業経営の法人化
	⑥青色申告の取組	⑦環境配慮の取組
	⑧輸出の取組	

イ) 令和3年度中に事業が完了（代金精算）すること。

ウ) 整備内容ごとの事業費が50万円以上（本体価格）であること。

エ) 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられていること。

オ) 園芸施設共済や農機具共済、民間業者の保険等の加入をすること（今年から義務化）。

カ) 既存機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと

キ) 事業費の低減を図ること。

・メーカー指定や型番指定は原則不可

・入札、見積合せによる契約業者の決定（原則3社以上）

※要望調査票提出時は1社で結構です。

3. 受付期間

令和3年12月16日（木）～令和3年12月17日（金）

※期日を過ぎた場合は受付できませんので厳守をお願いします。

4. 提出書類

○ポイント加算を証明できる書類

※令和2年の青色決算申告書・直近の法人決算書等

○導入予定の機械等の見積書

○規格等が確認できるカタログ

5. その他

・この調査は、現時点の要望を把握するためのものであり、**事業実施を確約するものではありません。**

※ポイント基準等については窓口もしくは農林水産省 HP にてご確認ください。

・今後、令和4年度強い農業・担い手づくり総合支援事業（補助率は事業費の3/10以内）の要望調査通知が来ましたら、ご案内いたします。

（ポイントの配点は当該事業よりも低い傾向にあります。）

6. 提出・問合せ先

産業振興課 農政係 担当：阪 TEL 0123-76-8018

◇ 重 要 ◇

過去の事業（平成27年度～令和2年度）の採択基準ポイントの動向から、今回事業の個人のボーダーラインを設定しています。

よって、ポイントの合計が満たした農業者を申請の対象とさせていただきます。ポイントについては農政係までお問い合わせください。

長沼町として事業採択に向けての取組となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。